

令和5年第7回 湧別町農業員会総会議事録	
1. 会 期	令和5年7月24日（月） 13時30分 開会 15時00分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
3. 議 件	
日 程 第 1	選挙第1号 農業委員会会長の互選について
日 程 第 2	選挙第2号 農業委員会会長職務代理者の互選について
日 程 第 3	議案第1号 議席の決定について
日 程 第 4	議事録署名委員の指名について
日 程 第 5	会期の決定について
日 程 第 6	諸般の報告について
日 程 第 7	報告第1号 北海道農業会議の普通会员入会について
日 程 第 8	議案第2号 湧別町農業委員会役員会の役員を選出について
日 程 第 9	議案第3号 現況証明願いについて
日 程 第 10	議案第4号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について
日 程 第 11	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日 程 第 12	議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
以下余白	

4. 委員の出席状況（出席委員） ※議案第1号による議席番号			
1 安藤 弘司	2 佐藤 輝美	3 松橋 聡	4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
9 山崎 幸一		11 渡辺 健一	12 中原 秋美
13 井上 豊	14 秋葉 宏之	15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央		19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
	22 三澤 実	23 藤井 和人	24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
10 久保 拓也 18 追永 直哉 21 羽田 雄一			
6. 招集者（仮議長） 町長 刈田 智之			
7. 事務局			
事務局長 宮本 則幸 主 事 野村 亮太			

事務局	<p>それでは、令和5年第7回農業委員会総会に先立ちまして、本日の総会の招集者であります刈田町長よりご挨拶申し上げます。</p>
町 長	<p>(刈田町長挨拶)</p>
事務局	<p>ここで、農業委員会事務局職員の紹介をいたします。 事務局長の宮本則幸です。 主事の野村亮太です。 この2人で事務を担当させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、ご出席の農業委員の皆様につきましては、選任後最初の総会でありますので、臨時の議席番号1番 姉崎委員から順に自己紹介をお願い致します。</p> <p>(1番から25番まで農業委員自己紹介)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。今回の総会につきましては、委員の任期満了により新委員を任命した最初に行われる総会であり、「農業委員会等に関する法律第27条第1項」の規定により、町長が招集しております。本委員会は「湧別町農業委員会の委員の定数条例第2条」に規定されているとおり、25名の委員で構成されており、只今の出席委員は22名でございます。</p> <p>現在、1番から25番までの年齢順となっておりますが、本議席が決まるまでの間の臨時議席とさせていただきます。</p> <p>次に、仮議長の選出について、をおはかりします。 本総会は、選任後最初の総会ですので、会長が選任されるまでの間、刈田町長に仮議長をお願いすることよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
事務局	<p>異議がないようなので、刈田町長に仮議長をお願い致します。</p>
仮議長	<p>それでは、会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めてまいりますので、ご協力の程をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは只今より、令和5年第7回湧別町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、選挙1号、農業委員会会長の互選についてを議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。(事務局議案朗読)</p>

仮議長	選挙第1号 農業委員会会長の互選についてですが、互選の方法はどのような方法がよろしいですか。
渡辺委員	選考委員による指名推選を提案します。
仮議長	ただいま、渡辺委員から、選考委員による指名推選の方法の提案がありました。ほかにございますか。
委員一同	(なしとの声)
仮議長	ほかに無いようですので、選考委員による指名推選とすることに決定いたしました。おはかりします。選考委員においては仮議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
仮議長	異議なしと認めます。よって選考委員を仮議長において指名することに決定いたしました。 それでは選考委員に、1番 姉崎委員、8番 松田委員、14番 島田委員、16番 秋葉委員、18番 北谷委員、20番 安藤委員、22番 松橋委員、24番 久保委員を指名いたします。 選考の結果を報告願うため、選考委員の中から選考委員長を決めて下さい。それでは、選考委員の方は別室にて選考願います。 暫時休憩します。
仮議長	休憩前に引き続き会議を開きます。選考の結果について選考委員長から報告願います。
島田委員	選考の結果について報告いたします。 農業委員会会長に吉村委員を推薦いたしますので、報告いたします。
仮議長	それでは、選挙第1号 農業委員会会長に吉村委員を互選することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
仮議長	異議なしと認め、農業委員会会長に吉村委員を互選することに決定致します。 吉村委員、農業委員会会長就任のご挨拶をお願いします。
吉村委員	(会長就任挨拶)

<p>仮議長</p>	<p>会長が決定しましたので、仮議長の職はこれにて終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。 暫時休憩いたします。(刈田町長退席・議長交代)</p>
<p>議長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。日程第2、選挙第2号、農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題とします。事務局に議案を朗読させます。(事務局朗読説明)</p> <p>選挙第2号 農業委員会会長職務代理者の互選についてですが、互選の方法はどのような方法がよろしいでしょうか。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>会長の互選同様に選考委員による指名推選の方法を提案します。</p>
<p>議長</p>	<p>只今、渡辺委員から選考委員による指名推選による方法の提案がありました。ほかにございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ほかに無いようですので、選考委員による指名推選とすることに決定いたしました。おはかりします。選考委員については議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって選考委員を議長において指名することに決定しました。 それでは、選考委員に、1番 姉崎委員、8番 松田委員、14番 島田委員、16番 秋葉委員、18番 北谷委員、20番 安藤委員、22番 松橋委員、24番 久保委員を指名いたします。 選考の結果を報告願うため、選考委員の中から選考委員長を決めて下さい。それでは、選考委員の方は別室にて選考願います。 暫時休憩します。</p>
<p>議長</p>	<p>休憩前に続き、会議を開きます。選考の結果について選考委員長から報告して下さい。</p>
<p>島田委員</p>	<p>選考の結果について報告いたします。 農業委員会会長職務代理者に、松下眞二委員を推薦することに決定しましたので報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、選挙第2号農業委員会会長職務代理者に、松下委員を互選することにご異議ありませんか。</p>

委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認め、農業委員会会長職務代理者に松下委員を互選することに決定いたします。</p> <p>松下委員、農業委員会会長職務代理者就任のご挨拶をお願いします。</p>
松下委員	(会長職務代理者就任挨拶)
議 長	<p>日程第3、議案第1号、議席の決定についてを議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。(事務局朗読説明)</p> <p>ただいま事務局より説明のありましたとおり、くじにより議席を決定致します。また、議席の整理上会長は25番、会長職務代理者は24番としてよろしいですか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは会長、会長職務代理者を除く22名のくじ引きを臨時の議席1番 姉崎委員より行います。</p> <p>(20名の委員、くじ引き。残りくじで欠席委員の分を抽選)</p> <p>議席が決定しましたので、事務局より議席番号を報告願います。</p>
事務局	(議席番号読み上げ 別紙議決書の通り)
議 長	<p>議案第1号、議席の決定についてはただいま事務局が報告したとおり決定いたしました。</p> <p>席の移動をお願いします。その間、暫時休憩します。</p> <p>休憩前に続き会議を開きます。</p> <p>日程第4、議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、1番 安藤委員、2番 佐藤委員を指名します。</p> <p>日程第5、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p>

議 長	<p>日程第6、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
事務局	<p>令和5年6月30日に開催されました、令和5年第6回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>7月3日（月）、上湧別コミュニティセンター1階大会議室において、農用地あっせん会議が開催され、これに小崎委員、佐藤委員が出席しております。</p> <p>本日、令和5年第7回湧別町農業委員会総会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。</p>
議 長	<p>日程第7、報告第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをご覧ください。報告第1号、北海道農業会議の普通会員入会について、一般社団法人北海道農業会議定款第8条第2項の規定に基づき、北海道農業会議の会議員は、農業委員会会長が就任することとなっております。</p> <p>北海道農業会議は、一般社団法人であり、法令業務、農政対策、農地対策、農業者年金対策などや農業委員会に対する情報提供・調査活動を行っている組織です。</p> <p>先ほどご審議いただいた会長の互選により、湧別町農業委員会の会長が吉村会長に決まったことから、吉村会長が北海道農業会議普通会員に就任するものです。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから、報告第1号について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。特に発言がないようなので以上で報告第1号を終わります。</p>
事務局	<p>日程第8 議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。議案第2号、湧別町農業委員会役員会の役員を選出について、湧別町農業委員会役員会設置要綱第3条の規程に基づき、役員会の役員を決定するものです。役員会の設置目的は、委員会の円滑な運営を図るためのものであり、重要事項について</p>

事務局	<p>て事前に審議、調整するためのものです。 以上、説明を終わります。</p>
議長	<p>議案の朗読説明が終わりました。議案第2号について、どのような選出方法がよろしいですか。</p>
渡辺委員	<p>議長一任を提案します。</p>
議長	<p>議長一任の提案がありましたが、ほかにございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>他にないようですので、おはかりします。 湧別町農業委員会役員を選出方法は議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって選考委員を議長において指名することに決定しました。それでは選出委員を報告します。17番 島田委員、19番 姉崎委員、16番 松田委員、14番 秋葉委員、1番 安藤委員、3番 松橋委員、4番 北谷委員、10番 久保委員 以上8名とします。指名した8名は農業委員を前期も務め、農業委員会職務に精通しているためであります。 指名した8名に会長及び会長職務代理者を加えた10名を役員として選出することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、湧別町農業委員会役員会の役員は、ただ今の10名に決定いたしました。 日程第9 議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。議案第3号、現況証明願いについて、別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において2件提出されております。 内容を説明しますので、議案書8ページをご覧ください。その1でございませぬ。証明願出人、所有者ともに計呂地、●●●●さんです。土地の所在ですが、計呂地●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり面積は1,257㎡で、利用状況は山林であり、</p>

<p>事務局</p>	<p>申請の理由につきましては、地目変更登記ため、現況証明農業委員は羽田委員、島田委員、久保委員でございます。 (別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続いて、9ページになります。その2ですが、証明願出人、遠軽町、●●●●さん。所有者、中湧別北町、●●●●さんです。土地の所在ですが、中湧別南町●●番地●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり面積は19㎡で、利用状況は宅地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記ため、現況証明農業委員は姉崎委員、藤井委員、和田委員でございます。 (別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書10ページをご覧ください。議案第4号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について、別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第6項の規定により通知があったので報告するものです。本総会において3件の合意解約が提出されております。</p>
<p>事務局</p>	<p>内容の説明をしますので、議案書11ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定をした者、芭露、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北見市、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は計呂地●●番地●の中で、地目は公簿、現況共に畑、面積は2,500㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和4年4月22日から令和9年11月30日までの</p>

<p>事務局</p>	<p>5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により令和5年7月6日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、利用権の設定をした者、計呂地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北見市、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は計呂地●●番地●外計5筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は14,714㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年8月28日から令和9年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により令和5年7月6日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号3番、利用権の設定をした者、錦町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、計呂地、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は計呂地●●番地●外計10筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は90,815㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成31年3月28日から令和5年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により令和5年7月6日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから、議案第4号の質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第4号の採決を行います。 おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第11、議案第5号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>

事務局

議案書の12ページをご覧ください。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が1件、賃借権が2件提出されております。

内容の説明をしますので、議案書13ページをご覧ください。

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、錦町、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番地●外計13筆で合計面積は98,824㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年7月24日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,343,000円でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして議案書の14ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、計呂地、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地●●番地●の内で面積は2,500㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年7月24日から令和10年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は10,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、計呂地、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地●●番地●外、計5筆で合計面積は14,714㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年7月24日から令和15年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は58,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

事務局	以上で説明を終わります。
議長	これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから議案第6号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されました。
	日程第12、議案第6号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	<p>議案書の15ページをご覧ください。議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。</p> <p>私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っております。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければなりません。</p> <p>私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため下記事項についてここに申し合わせ、決議いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同じく農業委員会法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保いたします。 2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施することといたします。 <p>本議案の提案理由につきましては、近年、本州の農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕される不祥事が連続して発生したため、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図るため、年に1回以上は上記決議を実施するよう、一般社団法人 北海道農業会議から要請があったためであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	議案第7号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第6号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって議案第7号は、原案のとおり可決されました。
	 本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで、令和5年7回湧別町農業委員会総会を閉会します。
	 閉 会 15時00分
	 この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。
	 町 長
	 議 長
	 署名委員
	 署名委員